

川崎市生活保護法保護施設指導監査実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本市における生活保護法(昭和25年法律第144号)第44条第1項に規定する事務監査(以下「監査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施対象)

第2条 この要綱による監査の対象は、生活保護法第38条第1項に規定する保護施設(以下「保護施設」という。)とする。

(監査の目的)

第3条 監査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、施設の運営について調査又は検査するとともに、運営全般について助言、指導を行うことによつて、適正な施設の運営及び利用者の保護を目的に行う。

(実施方法)

第4条 監査は、保護施設に関して国から発出される基準及び指導監査指針等の通知並びに川崎市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月14日条例第74号)に基づき、関係書類を閲覧し保護施設の管理者からの聴取により実施する。

2 監査を効率的に実施するため、健康福祉局長は次に掲げる事項を定める。

(1) 保護施設指導監査における重点事項

(2) 主眼事項及び着眼点

(3) 年間指導監査実施計画

(実施体制)

第5条 監査は、社会福祉法人の監査を所管する健康福祉局総務部企画課と連携を図りながら、生活保護・自立支援室職員により構成する監査班により実施する。

2 監査班に班長を置き、班長には係長級以上の職員をもって充てる。

(指導監査の種類)

第6条 監査は、一般指導監査と特別指導監査とする。

(一般指導監査)

第7条 一般指導監査は、第4条第2項第3号に規定する年間指導監査実施計画に基づき、原則として年1回実地において実施する。

2 前項の規定にかかわらず、前年度の監査結果から、特に重大な運営上の問題点がない施設については、一般指導監査を2年に1回、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設については、一般指導監査を3年に1回とする。

3 前2項の規定にかかわらず、施設の運営等に問題が発生した場合は、一般指導監査を随時実施することができる。

4 一般指導監査は、以下の項目について実施する。

- (1) 施設（建物・設備）
- (2) 諸規程
- (3) 職員
- (4) 利用者処遇
- (5) 苦情対応
- (6) 防災対策
- (7) 関係機関及び地域との連携
- (8) 会計経理
- (9) 予算の編成・執行
- (10) 決算
- (11) その他

5 一般指導監査の実施にあたっては、事前に指導監査の根拠規定、日時、場所、指導監査担当者、準備すべき書類等を施設長に文書で通知する。

一般指導監査を効率的に実施するため、施設に対し事前に資料の提出を求められることができる。施設と法人の運営は相互に密接な関係を有するものであることから、施設監査は法人監査における指摘事項を把握した上で実施する。なお、一般指導監査を実施するに当たり、準備すべき書類等に関し、施設監査と法人監査において重複する資料がある場合などは、施設及び法人に、新たに過度な事務負担が生じることがないように配慮する。

6 一般指導監査を実地において行った場合は、実施場所等において、その結果

について保護施設の管理者に対し講評を行う。

(一般指導監査の基準)

第8条 監査における公平性を担保するため、着眼点、関係法令、指導内容及び指摘区分等を内容とする指導監査基準を別に定める。

(特別指導監査)

第9条 特別指導監査は、一般指導監査における度重なる指導によっても是正改善が認められない場合、施設の運営に重大な問題がある場合など、問題等の内容に応じ実地において行う。

(監査結果の通知等)

第10条 指導監査の結果は、次の各号に掲げる指摘区分にしたがって、保護施設の管理者に文書で通知する。

(1) 基準等に関する法令又は通知(以下「法令等」という。)に違反する場合(軽微なものを除く。)は、当該事項を文書指示事項とし、期限を定めて改善報告を求める。

(2) 基準等に関する法令等に違反する場合で軽微なもの並びに基準等に関する法令等以外の法令等に違反する場合は、当該事項を口頭指示事項として文書により通知し、保護施設の設置者による自主的な是正又は改善を指導するものとし、改善報告書の提出は不要とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指導監査の実施に関し必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。